

号外第15（令和3年10月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
<b>[条例]</b>	
△ 横浜市中心卸売市場条例の一部を改正する条例【経済局中央卸売市場本場】	2
△ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども青少年局子ども家庭課】	3
△ 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例【健康福祉局生活衛生課】	4
△ 横浜市建築基準条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	5
△ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	7
△ 横浜市屋外広告物条例の一部を改正する条例【都市整備局景観調整課】	10
△ 横浜市子供を虐待から守る条例の一部を改正する条例【子ども青少年局子ども家庭課】	15

---

## 条 例

---

横浜市中央卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年10月5日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市条例第41号

横浜市中央卸売市場条例の一部を改正する条例

横浜市中央卸売市場条例（令和元年12月横浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

第8条本場の部鳥卵部の項を削る。

第14条第1項本場の部鳥卵部の項を削る。

第25条第2項を削る。

附則第4項中「旧条例」を「この条例による改正前の横浜市中央卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）」に改める。

別表本場の項中「・鳥卵部」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第42号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号の相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第103条第1項中「かつ、」の次に「人材育成センター（」を加え、「児童自立支援専門員養成所（第3号及び第4号において「養成所」という）」を「人材育成センターをいう。以下同じ」に改め、同項第3号及び第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第103条第1項の改正規定（同項第4号ア及びイに係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長として勤務している者については、それぞれこの条例による改正後の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長として勤務している者とみなす。

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第43号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（平成24年9月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第6号を次のように改める。

(6) 浴槽水の消毒は、規則で定める基準によること。ただし、これにより難しい場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が相当と認めたときは、この限りでない。

別表第1第2項第14号中「調整箱」を「調節箱」に、「消毒する」を「消毒を行う」に改め、同項第22号中「10歳」を「おおむね7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2項第14号の改正規定は、公布の日から施行する。

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第44号

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項、第27条第6項及び第28条第4項中「増築等」の次に「又は用途の変更」を加え、「その他これに類する場合」を削る。

第56条の見出し中「既存建築物」の次に「の増築等」を加え、同条第2項中「第25条」の次に「（第4項を除く。）」を、「この項」の次に「及び次条第1項」を加え、同条第5項中「又は用途の変更」及び「並びに法第87条第3項」を削り、同条第6項を削る。

第56条の5を削り、第56条の4を第56条の5とし、第56条の3を第56条の4とし、第56条の2を第56条の3とし、第56条の次に次の1条を加える。

（既存建築物の用途の変更に対する制限の緩和）

第56条の2 法第3条第2項の規定により第6条第1項、第6条の2、第13条、第19条、第20条、第23条第2項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項、第33条第2項、第34条から第35条まで、第36条（第3項を除く。）、第37条から第40条まで、第43条の2から第43条の4まで、第50条第3号又は第51条の規定の適用を受けない建築物であって、独立部分が2以上あるものについて用途の変更をする場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により第20条の2の規定の適用を受けない建築物について用途の変更をする場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする部分以外の部分に対しては、第20条の2の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第4条の3第1項から第4項まで、第7条、第16条第2項、第21条、第22条、第23条の4第2項若しくは第3項、第28条第3項、第36条第3項、第41条、第45条、第46条、第49条第2項、第50条第1号若しくは第2号又は第53条の3から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更（第4条の3第1項から第4項までの規定の適用を受けない建築物にあっては、住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）については、法第87条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第45号

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。別表第1に次のように加える。

青葉鴨志田西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画青葉鴨志田西地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

青葉鴨志田西地区地区整備計画区域	A 地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 寄宿舍 2 診療所 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 4 大学 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3に規定するもの 6 前各号の建築物に附属するもの
	B 地区	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 公衆浴場

別表第7に次のように加える。

青葉鴨志田西地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、2メートル以	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 3 物置その他これに類する用途（自転車駐車を除く
------------------	--------------	---	--

		上とする。	。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 4 自転車駐車場で、軒の高さが3メートル以下であるもの
--	--	-------	---

別表第8に次のように加える。

青葉鴨志田西地区地区整備計画区域	A 地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>15メートル（計画図に示す区域アにおいては40メートル、区域イにおいては20メートル）</li> <li>建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画青葉鴨志田西地区地区計画の区域の境界線の北側が第一種中高層住居専用地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値</li> <li>建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画青葉鴨志田西地区地区計画の区域の境界線の北側が市街化調整区域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</li> </ol>	—
------------------	------	--	---

別表第11に次のように加える。

青葉鴨志田西地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域
------------------	------------------

別表第12に次のように加える。

青葉鴨志田西地区地区整備計画区域	A 地区	100分の25	
	B 地区	100分の15	

別表第13に次のように加える。

青葉鴨志田西地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築物の屋根及び外壁等は、周辺の環境と調和し、落ち着いたある雰囲気デザインのデザイン、色彩、素材のものとする。</li> <li>屋外広告物の色彩、大</li> </ol>	—
------------------	--------------	---	---



		きさ及び形状は、周囲への景観的調和に配慮したものとする。	
--	--	------------------------------	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第46号

横浜市屋外広告物条例の一部を改正する条例

横浜市屋外広告物条例（平成23年3月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第22条の2」に改める。

第9条第1項中「市長の」を「当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに市長に申請し、その」に改める。

第10条に次の5項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、広告物活用地区の区域内において、活力ある街並みの形成又はその維持に特に寄与すると認められる行事、催物等のために表示し、又は設置する広告物等であり、かつ、その表示又は設置の期間又は時間が限られることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認められる場合で、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする者と市長との協議が成立したときは、第6条第1項、第7条及び第16条第1項の規定の適用を除外し、当該者は、前条第1項の許可を受けたものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 市長は、前項の協議の成立に必要な基準（以下「協議基準」という。）を定めるものとする。

5 第3項の協議を行おうとする者は、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。

6 前項の規定による申出をした者（以下「協議申出者」という。）と市長とは、当該申出に係る協議の内容が、協議基準に適合するのみならず、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止により資するものとなるよう協議に努めるものとする。

7 市長は、前項の規定を踏まえた第3項の協議の結果、当該広告物等が協議基準に適合すると認めるときは、協議申出者に対し、当該協議が成立した旨を通知するものとする。

第12条第1項第1号中「条例」の次に「若しくは規則」を加える。

第13条に次の2項を加える。

3 次に掲げる広告物等は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項第5号及び第6号に掲げる地域に表示し、又は設置することが

できる。

- (1) 自家用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの  
 (2) 管理用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの
- 4 次に掲げる広告物等は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる地域に表示し、又は設置することができる。
- (1) 表示面積が1平方メートル以下の広告物等で規則で定める基準に適合するもの  
 (2) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域に表示し、又は設置するもの  
 (3) 第6条第1項第5号の道路、鉄道又は軌道の区域から展望できなことが明らかであると市長が認めるもの
- 第16条第1項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 投影広告物（建築物その他の工作物の外面に対し、投影装置を用いて投影する方法等により表示する広告物をいう。以下同じ。）

第16条第2項中「事項又は」を削り、同項第1号中「（以下「景観計画」という。）」を削り、「当該景観計画に定められた同号イに掲げる事項」を「規則で定める基準」に改め、同条第4項中「又は事項」を削る。

第18条第1項中「よる許可」の次に「（第10条第3項（次条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けたものとみなされたもの（以下「みなし許可」という。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「市長の」を「当該広告物の表示の内容に変更を加え、又は当該広告物等を改造し、若しくは移転しようとする日の30日前までに市長に申請し、その」に改め、同条第2項中「当該満了の日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長の」を「規則で定めるところにより、当該満了の日の30日前までに市長に申請し、その」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（変更協議等）

第18条の2 みなし許可に係る協議の内容を変更しようとする者は、市長に変更の協議を行うよう申し出なければならない。ただし、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 第10条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は、前項の変更の協議について準用する。この場合において、同条第3項中「前条第1項」とあるのは、「第18条第1項」と読み替えるものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項に規定する者が同条第1項各号の

いずれかに該当するときについて準用する。

第19条第1項中「前条第3項」を「第18条第3項」に、「前条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第2項を削る。

第20条に次の2項を加える。

2 広告主等は、広告物等（規則で定めるものに限る。）を良好な状態に維持するため、前項の補修その他必要な管理を行う維持管理主任者を置かなければならない。ただし、広告主等が自ら維持管理主任者となることを妨げない。

3 前項の維持管理主任者は、第39条第1項第1号から第4号までのいずれかに掲げる者でなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

（点検）

第20条の2 第18条第2項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等について必要な点検を行わなければならない。

2 前項の場合において、当該広告物等のうち規則で定めるものについては、第39条第1項第1号に掲げる者その他規則で定める者に点検を行わせなければならない。

第22条第1号を次のように改める。

(1) 当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者若しくはこれの維持管理主任者が、商号、名称若しくは氏名若しくは住所若しくは所在地又は法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき。

第2章中第22条の次に次の1条を加える。

（処分、手続等の効力の承継）

第22条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に変更があった場合は、この条例又はこの条例に基づく規則により、変更前のこれらの者がした手続その他の行為は変更後のこれらの者がしたものとみなし、変更前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は変更後のこれらの者に対してしたものとみなして、この条例の規定を適用する。

第23条第1項中「よる許可」の次に「（みなし許可を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 みなし許可に係る広告物等が協議基準に違反したとき、又はみなし許可に係る協議の申出事項に虚偽の事項があったときは、市長は、当該みなし許可を取り消すことができる。

第23条の次に次の1条を加える。

（公表）

第23条の2 市長は、前条第1項又は第3項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができ。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合においては、前条第1項又は第3項の規定による命令を受けた者に対して、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なくこれに応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第31条第1項第1号中「住所」の次に「又は所在地」を加え、同項第4号中「（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。）」を削り、「住所並びに」を「所在地並びに」に改める。

第47条第4項中「第10条第2項」の次に「若しくは第4項（第18条の2第2項において準用する場合を含む。）」を、「若しくは第3号」の次に「、第13条第3項若しくは第4項第1号」を、「第16条第1項」の次に「若しくは第2項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 市長は、第19条の規定により第9条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

6 市長は、第23条の2第1項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

第48条中「第10条」の次に「（第18条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

第49条第1項中「許可」の次に「（みなし許可を除く。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第38条第1項の講習会を受けようとする者は、規則で定めるところにより、3,000円の手数料を納めなければならない。

第55条第5号中「第2項」を「第3項」に改める。  
別表に次のように加える。

投影広告物	表示面積5平方メートル までごとに	2,400円
-------	----------------------	--------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次及び第12条第1項第1号の改正規定、第22条の次に1条を加える改正規定並びに第31条第1項第1号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第20条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下

「施行日」という。)以後に申請し、又は申し出る新条例第9条第1項、第18条第1項若しくは第2項若しくは第19条の規定による許可又はみなし許可(新条例第18条第1項に規定するみなし許可をいう。)に係る広告主等について適用し、施行日前に申請するこの条例による改正前の横浜市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第9条第1項、第18条第1項若しくは第2項又は第19条の規定による許可(以下総称して「旧許可」という。)に係る広告主等については、なお従前の例による。

3 新条例第20条の2の規定は、施行日以後に申請する新条例第18条第2項の規定による許可を受けようとする者について適用し、施行日前に申請する旧条例第18条第2項の規定による許可を受けようとする者については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧許可を受けている広告主等については、当該旧許可の期間が満了するまでの間は、新条例第20条第2項及び第20条の2の規定は、適用しない。

横浜市子供を虐待から守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第47号

横浜市子供を虐待から守る条例の一部を改正する条例

横浜市子供を虐待から守る条例（平成26年6月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「医療機関」の次に「、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。））」を、「弁護士」の次に「、配偶者暴力相談支援センターの職員」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 子供の品位を傷つける行為 保護者がしつけに際し、子供に対して行う肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するもの（虐待に該当するものを除く。）をいう。

第3条第1項中「虐待が」を「虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、」に改め、「とともに、虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加え、同条第2項中「虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加え、「一人一人が」を「が一人の人間として」に改める。

第4条第1項から第4項までの規定中「虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加え、同条第7項第1号中「の準備」を「に必要な知識及び命の大切さ」に改め、同項第3号中「虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加え、同項に次の3号を加え、同項を同条第9項とする。

(6) 体罰その他の子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法

(7) 子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力が子供の成長及び発達に及ぼす影響

(8) 保護者の子供への不適切な養育が子供の成長及び発達に及ぼす影響

第4条第6項の次に次の2項を加える。

7 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。

8 市は、虐待と子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力

(法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。)が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、その対応に当たっては、相互の連携を強化するものとする。

第5条第1項中「虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加える。

第6条第1項中「子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えて」を「体罰その他の子供の品位を傷つける行為をして」に改め、同条第2項中「虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加える。

第7条第1項中「虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加える。

第8条第2項中「及び虐待」を「並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」に改め、同条第3項中「又は虐待」の次に「若しくは体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加え、「及び虐待」を「並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」に改める。

第9条第2項中「転居(」を「転出(」に、「第23条」を「第15条の3第1項」に、「転居を」を「転出を」に、「転出(」を「転居(」に、「第24条」を「第23条」に、「転出を」を「転居を」に、「転居先」を「転出先」に、「転出先」を「転居先」に改める。

第14条中「子供の虐待」を「虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。